

# 入札心得

## 第1 趣旨

この競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、別に備える契約書（案）、この入札心得、売却物件等を熟覧し、承諾した上で入札しなければならない。

## 第2 入札

- (1) 入札日において、本入札通知に示した入札に参加するために必要な資格を満たしている者以外の者の入札は認めない。
- (2) 入札書は別紙入札書様式を参考に作成すること。
- (3) 入札書には所要事項を明記し、記名押印の上、郵送（書留郵便、配達記録郵便に限る）により提出すること。
- (4) 入札は1回とする。
- (5) 落札価格の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった総額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (6) 一度提出した入札書等は、書替え、引換え又は撤回することはできない。
- (7) 郵便による入札の場合、定刻までに提出先に到着しなかったものは、当該入札はなかったものとする。また、郵便入札した入札書の差し替え、変更及び取り消しは一切できない。

## 第3 公正な入札の確保

入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

## 第4 入札の取りやめ等

- (1) 入札参加者が協定し、又は不穩の行動をなす等により入札が公正に執行することができないと認められるときは、（一財）長野県林業労働財団理事長は、（以降理事長という）当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (2) 理事長は、入札公告等に不備があり、入札参加者の公正な入札が行われないと認められるときは、入札公告で示す入札手続等を取りやめることがある。

## 第5 開札及び落札

- (1) 開札は、当財団事務室において令和4年2月1日（火）午前10時に行う。

- (2) 落札は、最低売却価格を超えた最高額の入札者をもって落札者とする。ただし最高額の同額入札者が二人以上あったときは、開札の場所で抽選により落札者を決定する。
- (3) 落札の決定は、郵送をもって通知する。

## 第6 入札の無効

次の一に該当する入札書は無効とする。

- (1) 入札に参加資格のない者が入札した入札書
- (2) 同一人が同一物件に同時に入札した2通以上の入札書
- (3) 入札参加者が協定して入札した入札書
- (4) 入札金額を訂正した場合、訂正印のない入札書
- (5) 記名、押印のない入札書
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書
- (7) その他入札条件に違反して入札した入札書

## 第7 契約の締結

- (1) 落札者は、落札決定の日から5日以内に契約を締結しなければならない。契約事項は、別紙契約書による。
- (2) 落札者は、契約の締結に当たって、消費税に係る課税事業者又は免税事業者である旨の届出書を理事長に提出しなければならない。ただし、届出書が既に提出されているため、必要がないと理事長が認めたときは、この限りでない。
- (3) 契約に要する経費は落札者の負担とする。

## 第8 契約保証金

- (1) 契約保証金はこれを免除する。
- (2) 買受者が契約を履行せず、契約を解除した場合、契約金額の100分の10に相当する金額を違約金として、(一財)長野県林業労働財団に納入しなければならない。

## 第9 代金の納入

売買物件の代金は、請求書の発行した日から起算して、14日以内に納入しなければならない。